

## 第11回 鎌倉市児童福祉審議会会議録

日時 平成17年7月14日(木)18時00分～20時00分

場所 鎌倉市役所 講堂 (第3分庁舎1階)

出席委員 松原康雄委員長 富田英雄副委員長 石井孝子委員 加藤邦子委員  
浅井茂幸委員 新保幸男委員 四方耀子委員

松原委員長 第11回の鎌倉市児童福祉審議会を始めたいと思います。

委員の方にはお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。今回は、ひとり親家庭対策について、2回目ということになります。全体の予定としては、もう一回で、総体的なまとめを考えていくために、きょうは中心的な課題を出していただき、次回については、実際に相談を受けていらっしゃる方や当事者の方からお話を伺えたらと思います。

そういうことで、今日は、我々の方でこのひとり親対策の方向性あるいは幾つか具体的な提案の結果が出るかもしれませんが、そんなことを考えていく機会になりますので、お含み置きいただきたいと思います。

まず報告事項からお願いをしたいと思います。

市民健康課長 お手元の育児支援家庭訪問事業実施要領を、ご参考にしていただきたいと思います。

この事業は、養育困難な家庭を支援するために、4月から始めているものです。医療機関、児童相談所、保健福祉事務所など関係機関あるいは市の保健師などからの情報に基づきまして、出産後間もない時期や家族の状況などさまざまな原因で、子どもの養育が困難になり、支援が必要な場合に子育てOBやヘルパーによる家事支援あるいは保健師、助産師などによる育児指導、栄養指導、発達援助指導など育児全般の専門的な指導を行うというものでございます。

この目的は、こうした訪問支援を効果的に活用することによりまして、虐待を未然に防止すると同時に、不幸にして虐待に至ってしまった場合でも、親子を分離せずに解決に導こうと支援をしていくということでございます。現在までヘルパー派遣など日常生活支援が2件、専門的家庭訪問支援が1件という状況になっております。

以上で報告を終わります。

松原委員長 もう1件在宅子育て家庭訪問事業について、お願いをいたします。

こども局推進課長 この7月1日からスタートいたしました在宅子育て家庭訪問支援事業の概要についてご説明をさせていただきます。地域における子育て機能が低下し、身近な相談相手がいないことなどで、在宅で子育てしている家庭は保育所等を利用している家庭よりも子育てについての負担感が強い傾向にあると言われております。そこで、必要に応じて訪問し、買い物や掃除、食事の支度など家事支援を行うことで、こうした負担感を少しでも軽減し、気持ちに余裕を持って子育てをしていただくこととするもので、あわせて

この事業が子育て家庭と子育て支援者の出会うきっかけとなり、新たなコミュニティづくりにつながるによりまして、子育てをともに支え合う地域社会の構築を期待するものです。

また、妊娠したときから、家事支援サービスを提供することにより、妊娠期の不安と負担軽減を図り、安心して子どもを産み育てる環境づくりを進めようとするものです。実施の方法につきまして、お手元に参考資料を配付いたしましたが、ファミリーサポートセンターの機能を拡充いたしまして、家事支援サービスを提供することといたします。さらに、妊娠女性も会員になれるように会員の対象を拡大したところです。

在宅子育て家庭訪問支援事業は資料の中ほどにございますように、このファミリーサポートセンター事業の家事支援サービスを利用した依頼会員のうち、在宅で子育てをしている家庭、妊娠中の女性がいる家庭、保護者などが病気で家事ができない、小学校までの児童養育支援家庭に対し、支払った利用料の一部を助成しようとするものです。

以上です。

松原委員長 以上、報告2点は全般的な育児の支援、子育て支援ということですが、2点目の在宅子育て家庭訪問事業の利用実績はいかがですか。

こども局推進担当課長 まだ件数的には把握はしておりませんが、要望として依頼件数が4件ほどという報告は聞いています。

松原委員長 先ほどの育児支援家庭訪問事業の3件、これから徐々に増えていくのかも知れません。念のために、ひとり親世帯がそれぞれ入っているかどうかわかりますか。

事務局 育児支援家庭訪問支援事業のヘルパー派遣は入っておりません。

こども局推進課長 ファミリーサポートセンターの依頼会員の中にひとり親家庭がいるかどうかのところまで調査しきれておりません。

松原委員長 恐らく制度が周知されていけば、そういう方たちも利用できるものかなと考えております。

それでは、議事に入ります。議事録の確認ということで、終わるまでにご指摘いただければと思います。

それでは、実際の審議に入ります。ひとり親家庭対策についてということで、資料がありますので、まず資料説明から伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

こども福祉課長 まず資料の説明に入ります前に、ご了解をいただきたい点がございます。前回と同様に今回も皆様にお配りさせていただいた資料につきましては、個人情報記載されました台帳から抜粋して作成したものです。このようなことから、審議会終了後回収をさせていただきたいと思ひますので、ご了承くださるようお願ひいたします。また、傍聴者の方におかれましては、資料の持ち帰りはご遠慮くださるようお願ひいたします。

それでは、本日ご提出をさせていただいた資料について説明をさせていただきます。

まず11-1の児童扶養手当受給者世帯における児童の年齢構成についてでございますが、前回の審議会におきまして、加藤委員から資料のご要望をいただいたもので、平成17年4

月1日現在の児童扶養手当受給者世帯における児童の年齢構成を記載しております。

表に記載のとおり就学前では、受給者の児童が135人、受給資格者の児童が145人で、このうち保育園通園児が96人、受給者の児童の約7割が保育園に通園していることとなります。また、児童扶養手当受給者世帯においては、小学校在学中の児童の割合が最も多く、受給者の児童が344人、受給資格者の児童が384人このようになっております。中学校在学中の児童数では受給者の児童が152人、受給資格者の児童が178人、高等学校在学中の児童数では受給者の児童が181人、受給資格者の児童が200人となっており、全体の数では受給者の児童が812人、受給資格者の児童が908人となっております。

受給資格者世帯における子どもの人数につきましては、子どもが1人の世帯が全体の64%、子ども2人の世帯が28%、子ども3人の世帯が7%、子ども4人の世帯が1%となっております。また、ひとり親である母の年齢につきましては、就学前の児童の母の平均年齢は32.7歳です。同様に小学校在学中の児童の母は35.6歳、中学校在学中の児童の母は40.4歳、高等学校在学中の児童の母は42.9歳、このような状況となっております。

次に、下段の11-2の平成16年度幼稚園就園児童数等で、前回の審議会におきまして、富田委員から資料のご要望をいただいたもので、平成16年6月1日現在の幼稚園就園児数とひとり親家庭の園児数を記載してございます。3歳児、4歳児、5歳児、それぞれの人数は、資料に記載のとおりで、全体の幼稚園就園児2,515人のうち53人、率で申し上げますと2.11%がひとり親家庭の園児と見込まれます。保育園入所児童のひとり親世帯数の率9.67%比較いたしますと、ひとり親家庭の幼稚園就園児童が約4分の1の割合、このような形となっております。

ページの裏面に移りまして、11-3の母子寡婦福祉会への委託状況についてでございますが、県内の自治体における母子福祉会への委託状況を記載したものです。平塚市、藤沢市、小田原市におきましては、市の施設での売店事業あるいは市営火葬場における接待業務等を委託しておりますが、本市を含むその他の自治体においては、各種自動販売機の設置事業が中心となっております。本市におきましては、玉縄交流センターと資源リサイクルセンターの2カ所にジュース類の自動販売機を設置しているもので、1本当たり10円が販売手数料収益となっております。これに伴う平成16年度の販売手数料収益の総額は13万3,670円で、母子寡婦福祉会の事業収益19万2,240円の約70%を占めています。

次ページに移りまして、11-4は、父子家庭に対する手当を導入している状況です。各自治体とも所得制限など児童扶養手当に準じた支給要件を定めておりまして、手当の額は記載のとおりとなっております。

また、実績欄の上段には受給者数を、下段の括弧書きの中には受給資格者数を記載しています。栃木県鹿沼市における児童育成手当の受給者は、記載のとおり40人で全世界帯に占める受給者世帯の割合は0.13%、平成16年度の支給実績額は約1,400万円となっております。

また、人口が15万3,000人、世帯数が5万5,700世帯と本市とおおむね同様規模にある千

葉県野田市においては、父子家庭等支援手当の受給者が65人で、全世帯に占める受給者世帯の割合は0.12%、平成16年度の支給実績額は約1,900万円となっております。一方、鹿沼市、大津市、野田市、島田市における母子家庭の状況を見ても、全世帯数に占める児童扶養手当受給者世帯の率は鹿沼市が2.07%、大津市が1.70%、野田市が1.74%、島田市が1.34%であるの対しまして、本市の児童扶養手当受給者世帯の率は0.76%と、これら四つの自治体の約2分の1から3分の1の比率になっています。

以上で今回提出をさせていただきました資料の説明を終わります。

松原委員長 それぞれ各委員から要求のありました資料を準備していただきましたが、かちとくるような施策は、実際なかなか展開できていないという気がします。加藤委員、富田委員、何か追加のご質問がまたあればいただきたいと思いますが、いかがですか。

加藤委員 きょうは、なかなか調べにくいデータを出していただきましてありがとうございました。小さなお子さんがやはり多いということで、保育園に在籍していて、公的な機関とだけつながっているのではなくて、保育園とか小学校ですとか、そういうところでもつながっている方に、どういう支援をしていくか、具体的に考えていく必要があるのかなと思いましたが、やはり就学前のお子さんですが、少子化のこともあるかと思えますけれども、私はかなりいらっしゃるという印象を受けました。まだ、ちょっと感想にとどまるんですけども、今はこの程度です。

松原委員長 その他で何かございますか。

富田委員 11-1の表の受給者の児童と受給資格者の児童とありますけれども、これは受給を辞退しているということなんですか。

事務局 受給資格者というのは、私どもの方に戸籍謄本等を出していただいて、きちんと児童扶養手当の対象になると認定されている方です。その中の受給者というのは手当が出る方になります。手当を受給するには、所得制限があり、本人だけでなく一緒に住んでいる扶養義務者（両親、兄弟など）にも所得の制限があります。母子家庭で鎌倉市に住んでいて児童扶養手当の資格は持っていても、ご両親、ご兄弟と一緒にいるために手当が出ない人も含まれているのが受給資格者という総数になります。

富田委員 よくわかりました。よくわかりましたが、実はひとり親家庭になると非常に生活が大変になる。つまり自分の仕事と上手く両立させるのが大変なので、多くは親元にあるいは親と同居するか、その近くに住むということになりますと、同居した場合には当然所得が上がってきますから、対象外になってしまうケースがあるかと思えます。その救済手段というのは全くないのでしょうか。

こども福祉課長 児童扶養手当は、法の規定を設けて支給をしています。その支給要件ということになりますから、今富田委員がおっしゃられたようなケースに救済措置というのはありません。

富田委員 本市で何かしようというような発想は今のところは全くないんですか。法律どおりということ。

こども福祉課長 富田委員がおっしゃるとおり、今のところ市では考えていません。今回の議論も含めて、今後の状況を見ながら、必要ならばそういう支援も出てくることを考えなければいけない、このように思います。

四方委員 関連で、この手当は、同居をしていても世帯が別の場合は、支給されるんですか。

事務局 国の法律で決まっております。同住所地にいる場合、住民票の世帯が別でも同住所地で生計を同一としているという形になりますと支給されません。ただし、完全な2世帯住宅になっていて、いろいろな面で別であれば別世帯として判断していいということになっています。台所も何もすべて一緒となると同一世帯という見方になって、親と一緒に、兄弟と一緒にとなると、その方の所得が制限を超えていると対象にならなくなってしまいます。

松原委員長 先ほどの母親の平均年齢を見ますと、もし同居されるとその親御さん、つまり子どもから見ると、おじいちゃん、おばあちゃんというのは年齢的にまだ働いている可能性があって、そうすると収入がかなり上がってしまいます。

富田委員 もう一つ。委員長の話からいきますと、ひとり親家庭の祖父母というのは大体50代の後半、現役ばりばりです。ですから、その給与が合算されると何とっていいのかわかりませんが、でも、実際には特に父子の家庭は年寄りに面倒を見てもらわなければやれないんですね。極めてその点は、どこかで切らなきゃいけないとすれば、所得制限しかないんだと思いますけれど、何かちょっと冷たい感じがしますね。

松原委員長 何かありますか。

事務局 基本的に国の制度のままなのが市の状態です。合算ではなくて、お母さんの所得の制限、扶養義務者としての所得の制限があります。お母さんの所得は制限内で、お母さんだけの所得だったら手当をもらえる家庭であっても、母のお父さんの所得は制限を超えてしまっている、扶養義務者として所得制限を超えてしまっていると出ないという形になります。ご両親と一緒にいても、扶養義務者の所得が、所得制限を下回り、手当が出ている方はかなりいます。

富田委員 離婚家庭の場合で親権者が母親の場合に、父親からの養育費は収入に加算されるんですか。

事務局 平成14年8月の制度改正によりまして、所得を判断する年にもらっていた養育費の80%をお母さんの所得に加算するようになりました。今までは、お母さんの所得しか判断をしていませんでしたので、養育費をいっぱいもらっている親であろうと、少ない親であろうと、お母さんの所得で同じ手当が出る形でした。14年8月の制度改正により、その前年度にもらった養育費の80%を加算するようになり、手当額が所得に応じて10円単位で少なくなるような形、すごく細かい所得制限に変わってきました。一部支給になったときには、お母さんの所得プラス養育費の80%を足したのがどの枠になるかということで、家庭一人一人によって支給額が10円ずつ違ってくる、かなり細かな所得制限となっていま

す。

富田委員 もう1点だけ。大体養育費というのは、3年ぐらいたつと滞っちゃうことが多いんです。そのときには、収入の修正はできるんですか。

事務局 あくまでも、養育費に関しては本人の申請で、前年は月5万円もらえていましたけれど、その次の年になったら、もう月2万しか入ってこなくなった場合は、その2万円掛ける12カ月分の80%を足すような形で、基本的にはまだ養育費に関しては自己申請になっております。そのために私ども、毎年8月の更新手続のときにお母様方に来ていただいて、細かく生活状況を聞かせていただいて、実際に入ってくるお母さんの月額収入、それから家賃や学校にかかっているお金など細かなことを聞かせていただいて、やはり自己申告なものですから、その辺をちょっと細かく生活状況を聞かせていただいて、不正に受給のないように努めております。

富田委員 ありがとうございます。

松原委員長 先ほど父子家庭対策との関連で、鎌倉市で児童扶養手当を受けている率が低いというお話があったんですが、配っていただいた資料の2で10-7-6のクというところで、生活保護受給者30人という数も出ておまして、この辺、同じ母子でもかなり格差があるのかどうか、生活保護受給者30人、30世帯という理解をして、全体の保護率は県下とか近隣の市と比べて高いとか低いとかというそういったものをお持ちでしょうか。

社会福祉課長 正しい数字ちょっと今持ち合わせておりませんが、鎌倉市の保護率4.52%ということで、県下では最低の数字でございます。

松原委員長 それは全世帯通じてですね。ではなくて母子世帯は。

事務局 この資料を作成しましたときに、生活保護担当に確認しましたところ、母子家庭は、550世帯のうち30世帯ということで5.4%がひとり親家庭です。

松原委員長 そうすると一般の受給率の倍ぐらいですね。一概に鎌倉市の世帯が総じて豊かというような、ただ、他市と比べて多少収入は高いとも言い切れない部分があるのかもしれませんが、経済的な部分で幾つか押さえることができました。ここに書いた幼稚園の就園に関しては、富田委員、この11-2の表についてコメントがとおりになりますか。

富田委員 もう少し多いと聞いていたんですが、実は予想より少なかったですね。先日、幼稚園協会の方と保育園の会との話し合いの会がありまして、そのときも投げかけてみました。やはり幼稚園の園長さんなんかは、ごくわずかに限ってありましたから、このくらいなのかなと思って、ちょっとこれから急激にふえるのかなと思っていますけれども。

松原委員長 これは就園奨励費を申請した件数からですから、申請してなくて、ひとり親世帯というのはまだあるはずなんですよね。ただ、それは逆に制度を知らないか、知っていても所得制限を超えるかという、これ類推ですからね。

富田委員 周知方法は、市民には伝わっているんですか。

こども局推進担当課長 就園奨励費につきましては、幼稚園を通じまして、鎌倉市にお住まいの方々に周知をしていただいておりますので、幼稚園に通っておられる方全員に周

知がいとっていると私ども理解しておりまして、この2,515人が鎌倉市の幼稚園に通っているお子様全体と推測をしているところです。それから、先ほどひとり親家庭が少ないんじゃないかというようなお話もございました。これはあくまでも私どもが持っている世帯構成を集計した中で、推測をしている数字でございますので、実態とかけ離れていることがあるかもしれませんので、その辺だけ誤解のないようにお願いします。

松原委員長 次の11-3を見ますと、母子寡婦福祉会の事業収益が年間13万円というのは、はっきり言って寂しいものがある、もう少しそういう母子世帯の自立に向けて公的なサポートができないかなとも思うんです。ただ、自販機、売店というのは母子及び寡婦福祉法によりますと、優先でそういうものを出せるという規定があって、公共施設ほどの程度設置できるかということにもかかわるんでしょうけれども。

富田委員 ちょっと質問なんですけれど、母子寡婦福祉会の坂文子先生が元気だったころと今とでは事業内容が減っているんでしょうか。

こども福祉課家庭福祉担当係長 坂先生が会長をされていたころというのは、先々代です、その頃との比較で事業内容がどれほど減っているかというのは、ちょっとわからないんですが、基本的な事業というのはそんなに変わっていないと思います。

富田委員 あの先生は全国区でしたから、全国の母子寡婦福祉会の副会長をやったり、いろいろしていたから、当時はかなり事業があったと思うんですが、母の日の赤いカーネーションなんかかなりの収益が上がっていたように聞いておりました。

加藤委員 単純な質問なんですけれども、資料の10-1 鎌倉市の母子家庭・父子家庭数というところに書いてある児童扶養手当の受給資格者数ってありますよね。16年度は634人って書いてありますけれども、それと今回の出していた有資格者の児童数というのは、兄弟がいる場合は重なっているとか、どういうふうにこの鎌倉市の母子家庭・父子家庭数というところの数字を見たらいいのか、ちょっと教えてください。

事務局 資料10-1出しましたのは、あくまでも母親の数です。今回出したのは児童数ですので、子どもの数です。1人の方もいらっしゃるが4人お子さんがいらっしゃる方もあります。受給者数が812人、受給者資格者数で903人というのは子どもの数です。634人かというのは、基本的には12月31日現在の資格を持っているお母さんの数です。

加藤委員 そうするとここは母親の数で、兄弟数がこの中に含まれているということですね。その年齢構成がこの4であったということでしょうね。

こども福祉課家庭福祉担当係長 母親の数と子ども2人の方は再掲されていますので、必然的に11-1の資料の方が数は多くなります。子どもの数で計上しておりますので。

加藤委員 わかりました。

松原委員長 児童扶養手当の方に戻っていますが、これは国の制度なので、県とか市で変えるというわけにはいきません。東京あたりであるのは、父子を対象としたものとか、母子で少し所得制限を緩めにして若干のお金を出すような制度を設けている自治体もありますけれども、それは児童扶養手当をベースにして、その所得制限を少し超えてしまう

人について、金額は大した金額じゃなかった記憶がありますけれども、出しているところが幾つか自治体ではあったかと思えます。

そういう形で比較的広く薄くやる方がいいのか、それとも、あるターゲットを決めてやる方がいいのか、あるいはもう少しセルフヘルプ的なことを行政としてサポートした方がいいのか、この辺いろいろ皆さんのご意見を伺うところだろうと思いますが。もう少し資料に沿って議論したいと思えます。1缶10円というのは相場なんでしょうか。

それから11-4が父子家庭への手当の導入状況ということで、ここは手当だけですので、例えばよく有名なものと言いますと、大阪の枚方市では父子が自分たちで組織を持っているようなところではいろいろ施策を実現していたり、今続いているかどうかわかりませんが。栃木の小山市かどこかで父子家庭のお子さんへの教育支援、家庭教師みたいなものを斡旋、派遣するような事業をやっていたりします。これも本当にごくごく全国的には数少ないということですね。

前回配っていただいた資料と今回の資料を合わせまして、鎌倉の場合には事実として、他市に比べて児童扶養手当を受けていらっしゃる世帯が少ない。それは恐らく同居というのが一つの要因ではということで類推をされたかと思えます。

やはり生活保護受給世帯というのが、それなりの数がカウントされておりますし、全体の受給率から見ても、母子家庭は受給率が高いということも見えておりますから、そういった中でも経済的な問題で何らかのサポートが必要な母子世帯というのは相当数、生活保護受給世帯だけではなくて、それよりちょっと上の所得となっている方もあり得るだろう。そのあたりを基礎的な知識、それから母子寡婦福祉会というのも事業収益19万円ですかね。年間の活動費は全体で幾らぐらいなんだろうかね。

こども福祉課長 平成16年度の決算報告の数字で申し上げますと繰越金が7,952円ありますが、これも含めまして73万6,872円というのが収入ということで、今申し上げました事業収益のほかに会員1人当たり年間1,000円の会費を取っていますので、それが約20万強、あと大きなところでは、本市からの助成金が年間9万円、鎌倉市社協からの助成金が年間21万7,000円、となっております。

松原委員長 当該年度入ったものは当該年度でぎりぎり回しているという感じなんだろうかと。というのは事実としての、あるいは事実からある程度類推できるような実態ということで、一応私ども共通理解をできたことにしまして、そういった中で、国と県そのものの制度というよりは、鎌倉市としてどういう形のサポートが今後望ましいかということで、きょうは少しご自由に発言をさせていただいて、そのことの収れんは次回以降していきたいと思えますので、理念的なことから、あるいは拡大的な施策まで、レベルは問いませんので、ご発言をいただきたいと思えます。

富田委員 神奈川県の子供・寡婦の福祉資金の貸付がございますけれども、奨学金を含めて、店舗等の改修とか、屋根の雨漏りの修復とか、本市の方でこれを利用している方はどのくらいいらっしゃるか、つかまえていますか。

こども福祉課家庭福祉担当係長 16年度の実績ですと、県の制度では母子だけが対象ですが、修学が10件、就学支度が6件となっております。17年度は現在のところ修学が12件、就学が9件となっております。

富田委員 屋根の雨漏りの修理とか、店舗の改築とかの貸付金というのは、わかりませんか。

こども福祉課家庭福祉担当係長 今手元にあるのは15年度からのデータなんですけど、そちらの貸付は今のところ、17年度までの3年間ではありません。それ以前は、家の改築ですとか、そういう貸付を受けられて、今返還されている方はいらっしゃいます。

富田委員 それは対象が寡婦ですよ。

こども福祉課家庭福祉担当係長 母子・寡婦両方です。

松原委員長 いろいろなアプローチがあると思います。私の方で整理させていただいて、どのあたりに重点を置くか、あるいはこれはまだ抜けているんじゃないかというご指摘もしていただきたいと思います。母子家庭ということで整理させていただきますと、就労支援というのが一つの大きな枠組みになると思います。就労される前の支援ということで、例えば職業訓練とかもこの就労支援の中に含まれると思いますし、それから就労後ということであれば、保育等もここに入ってくるだろうと思いますし、先ほどご紹介いただいたファミリーサポートとかその他、入ってくるのかなと思います。これも一般的な施策の中で、例えば優先順位をどういうふうに公表するかということにもかかわってくるかもしれません。

それから、経済的な支援ということ言えば、国が用意をしております児童扶養手当のほかに、鎌倉市独自の何か手当みたいなものを考えるかどうか。経済的な支援というのがあると思いますし、今富田委員からご発言があったように、これは貸付という形になっていますね。独自の施策というものが準備できるかもしれません。

それから、医療費等、医療費、教育費というような個別の項目を立てたものがあるかと思いますが、医療費の場合、鎌倉市は既にある程度のカバーをされておりますので、その中に含み込むことができるだろうと思います。そうすると、教育ということだとか、そういうのをどう考えるか。個々の論点にはなると思います。私はどれをということは言わないで、柱としてはこんなことを考えられると。それからもう一つは、いわゆる母子、父子、寡婦も含めてのセルフヘルプですね。自助をなせるグループの支援というのがあるかと思えます。これはどうも委託とか、販売機の設置というのはちょっと限界がありそうなので、何か新しい手法を考えていかなければならないでしょう。もう一つは、一般的には言われていますが、母子・寡婦の協議会の活性化ということで、どんなものができるのかということを含めて、新たな仲間づくりといいたいまいしょうか、どういうふうにサポートしていくかということがあるかと思えます。

それから最後に、大きく言えば相談ということになると思います、ひとり親家庭の方はいろいろな生活上、養育上の悩みをお持ちです。虐待ということになれば児童相談所、あ

るいはそこまでの虐待でなければ市で対応ということになると思います。ひとり親固有のいろいろな養育や生活について、自立支援員の方が相談に乗られていると思います。けれども、こういったものの体制強化、あるいは生活保護を受けていらっしゃるのであれば、そういった中で自立にかかわる相談の強化等々あると思います。実際に今日の報告にもありましたが、相談に加えて育児支援家庭訪問事業という形で、実際にリーチアウトして行って、そこでいろいろな日常生活援助をしながら、ただ、多分その中でいろいろな愚痴も聞いていらっしゃるとか、そういう可能性がありますので、待っているというだけではなくて、出向いていくような相談の可能性も、冒頭のご報告の中では得られたかと思いますが、そういう相談体制を強化をしていくということも一つ柱になると思います。

そのほかに、父子家庭、父子固有の養育にかかる、あるいは養育にかかった家事へのサポート、あるいは父子の仲間づくり等々、父子家庭対策が一つの柱として挙げることができるかと思っています。

おおよそこんな整理を一旦してみました。柱として見落として何か抜け落ちているかもしれませんし、ご指摘をいただき、私は今軽重をつけずにこういうものがあるのではないかという整理をさせていただきましたので、その中でそれぞれの委員、この辺に重みをつけたらいいんじゃないかとか、新たにこんなものを創出したらどうなのかというようなことでご意見をいただければ有難いと思います。よろしいですか。まず、何か抜けていないか、不安があったので、もしあったらぜひご指摘いただきたいと思います。

一応、これ後で少し整理をしていくことにして、きょうはこの辺を手がかりにして、それぞれ委員からこのあたり、従来施策の拡充でもいいかと思ったり、この柱の中で新たなサポート支援のシステム創設でもいいかと思ったり、いろいろアイデアをいただければと思います。

富田委員 ちょっと質問があります。母子寡婦福祉会というのは規制があるんですか、何をやってもいいんですか。

こども福祉課家庭福祉担当係長 任意団体でございますので、特に母子寡婦福祉会でこういった事業をやらなければいけない、もしくはこういった事業をやってはいけないという縛りはなかったように記憶しております。

富田委員 せっかく海水浴場があるんだから、海水浴場に夏場出張って、今年はあたりかもしれませんけれど、一夏稼いだら結構稼げるんじゃないですか。そういうことは全く発想にないんでしょうかね。

こども福祉課家庭福祉担当係長 海水浴場での出店というのはまた難しい問題があると聞いておりますが、鎌倉市の母子寡婦福祉会の現状から申し上げますと、設立が昭和28年でして、戦後の混乱期の中で母子寡婦世帯が築き上げてきたという経緯があります。会の中心の方は寡婦の方、戦争未亡人の方が中心で進められてきたという経過がございます。その方たち会員の高齢化も進みまして、また近年の状況から離婚等をされた母子の方も会員に増えてきたということで、去年、会長は母子家庭の方にかわって、今後は母子寡婦福

社会は、そちらにシフトしていこうということで今スタートしたばかりのところでございます。

ひとり親家庭の日常生活支援事業というものが国の制度としてありますが、鎌倉市の場合には母子寡婦福祉会には委託をしておりませんで、それもやはり今お話ししたような事情から、まだそれだけのものを受けられる体制がとれていなかったということがございます。

松原委員長 新保委員どうぞ。

新保委員 今のお話をお聞きしますと、会長さんはどんな意見を持っていらっしゃるのか、少しお話をいただいてもいいですか。母子寡婦福祉会の会長さんが若返られたということですか。

こども福祉課家庭福祉担当係長 以前お話しさせていただいたところでは、やはり今後体制を整えて、市のそういう事業を受託できるような会にしていきたいというご希望があるというふうには伺っておりますが、ただ、やはり母子家庭の方が中心となりますと、まずご自分の生活というのがありますので、そちらに時間をとられてしまって、なかなか難しい面はあるけれどということはおっしゃっていました。

新保委員 現在、母子寡婦福祉会にご加入の方は、みんな正社員と考えてよろしいんですか。

こども福祉課家庭福祉担当係長 率ははっきりうちの方では把握しておりませんが、やはり通常の母子の方の就労状況から見ますと、恐らくパートの方がかなり数を占めているかと思えます。

新保委員 そうするとパートの方がおられるということですから、場合によれば、もしかしたらですけれど、もう少し給料が欲しいなと思って、フルタイムの仕事をやっていらっしゃる方もおられるのかなと思えますけれど、それはそのように考えてよろしいですか。

こども福祉課家庭福祉担当係長 それぞれ事情はもちろん家庭の事情があると思えますが、通常の母子家庭の方で、先ほどちょっと児童扶養手当のところでお話が出ていたようなお母様のご両親、祖父母の方ですとか、そういった親族の経済的援助が得られていない方はやはりフルタイムでの就労を希望されていると思えます。

新保委員 そうすると就労支援策として、本市では、国の自立支援教育訓練給付金支給事業というのをやっていらっしゃる、平成17年の5月現在1件やっていらっしゃる、これは実施しておられない市がかなり多い中で、鎌倉市として頑張っていると思えます。このほかに母子寡婦福祉法31条で定めるほかにもう二つの給付金事業があるんですけれども、そちらについては実施の予定はおありですか。

こども福祉課長 あとは高等技能に関する給付金の制度と、もう一つは民間の雇用者が母子もしくは寡婦を雇用した場合、事業者に対する助成の制度のことをおっしゃられていると思えますけれども、前段の高等技能の助成については県内多分、今のところ6市ぐらい導入している状況がありますので、本市においてもできたら来年度早々にでも導入したいと考えています。

新保委員 多分担当の方もお考えだろうと思うんですけど、できましたらなるべく早く導入していただけると就労がパートタイムの世界からフルタイムの世界に近づいてくるんだらうと思うんです。それが児童扶養手当の額が不十分で、また養育費も余りもらえない中で、一般的な話ですが、その中でフルタイムに近づくことによって就労収入を上げるというのはすごく必要なことと思いますし、それがご家庭にとっても比較的安心できることなのかと思いますので、就労支援に関する事業を進めるということがすごく必要かと思えます。これは法律で定めた事業ですので、市でやろうと思えば比較的一步進めるはずですので、進めていただきたいという感じがします。そこのところが少し進み始めると、ひとり親家庭のお母さんが日常生活支援事業を使うという可能性が増えていくのかなという感じがします。その上で、もし可能ならば、母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法という法律があり、その7条で、鎌倉市のような地方自治体が母子家庭の母、お母さんがおられる団体もしくは個人の就業を支援するために、積極的に仕事をつくっていきましょうということがうたわれているかと思えます。

例えば他の市などにおいては、関連する行政の出先の機関の売店などが、こちらにもありますけれど、売店などの仕事をお任せしたり、何らかの事業について母子寡婦福祉会に委託をするということを勤めるということが行われているようですけども、まだ母子寡婦福祉会の受け皿が不安定という土壌があってなかなか先に進まないかもしれませんが、できるだけそういう方向でご検討いただければと思います。

以上です。

松原委員長 就労支援ということで就労前のことと、それから先ほど就労後と言いましたが、就労の場の提供のところ、少し新保委員からご発言がありました。

ひとつ就労支援というお話が出ましたが、ほかにもどうぞ、今日はいろいろととびとびになっても。

石井委員 母子寡婦福祉会でしょうかね、その活性化を図っていく上で、今現在この母子寡婦福祉会に対して、どれぐらいの人たちが事業に参加、例えば何か行事を行ったときにどれぐらいの人が参加しているのだとか、またはその会に対しての不満とかね、あともっとこんなことがあったらいいのにとか、何かそういうことをお聞きになっていらっしゃるようでしたら、ちょっと教えてほしいと思います。

松原委員長 いかがですか。

こども福祉課家庭福祉担当係長 母子寡婦福祉会の参加型の事業としては、バザーですとか、フリーマーケット、あとは湖月荘というところに泊まりで母子の方をお連れしてということをやっております。今手元に資料がなく実数をお答えできません。

松原委員長 組織率みたいなものは、どういうふうにお考えですか。

こども福祉課長 会員数ですと220人というのが母子寡婦福祉会の16年度の会員数という形になっています。

松原委員長 そうすると資料10 - 1の推計世帯数1,863、寡婦も入って220。ですから10

分の1ぐらい、10%ぐらいの組織率。

富田委員 今だんだん考えてやっとわかってきたんですけど、地元の婦人会で活動している方はほとんど寡婦ですね。そうするとその人たちがみんな母子寡婦福祉会に入っていると、これはやはりお年寄り元気ですけども、なかなか事業を増やすというのは難しいかなと今感じました。江ノ島の女性センターの委託事業が母子寡婦福祉会の中で一番大きな事業、この辺で大きな事業ではないかと思いますが、藤沢市の中に入っていないというのは、県の直営ですか。

こども福祉課長 今おっしゃられた女性センターは県の施設でございますので、藤沢市の実績には入っていません。

事務局 神奈川県の子母子連の方が入っております。

松原委員長 どうでしょう、少し母子寡婦福祉会の活性化という観点からご意見が出たりしましたが、新保委員のご発言の中にそういうことがあって、売店がどうということがちょっと出ていましたけれども、なかなか難しい。売店をやるということはそこに行って勤めなければいけないことだけれど、自動販売機は置いておくだけですからね。その辺のところでもた、それこそ固定的な就労の場を提供できるかということの大きな課題ではあると思います。

ほかにいかがですか。加藤委員どうぞ。

加藤委員 今までのお話を伺っていて、やはり一番入り口となるところは、経済支援というか、きちんと職業を持つということであったり、経済的な安定を得るということであったり、医療費に対しても不安がないということで、そこがクリアされないと、なかなかセルフヘルプみたいなところには行きにくいんだろうというのはお話の中で感じています。母子寡婦福祉会というのがあったとしても、そのモデルになる方というか、ひとり親で子育てをして仕事もしてという、そういう目指すべき人というか、何かそれぞれのニーズがあって、それに合ったようなモデルとなる人というのは、まだこれから出てくる時代なのかという感じがします。各家庭のニーズに合わせた何か支援をしていくというのは非常に難しいことで、やはり問題は山積みなのかと思います。この資料の10-10を見ると、相談窓口では、経済的な相談の件数が一番多い。相談窓口では、ひとり親家庭の一人一人のニーズに出会うことができるんだけど、それをセルフヘルプまでつなげるということは、ほかの施設などとネットワークを持っていないとなかなか難しいことなのではないかと感じています。

例えば、私など、幼児関係の仕事をしていると、子どもの年齢によってやはり親の果たすべき役割が全然違ってくると感じるの、世代を超えて共通した何か会を運営していくって非常に難しいことじゃないかと思います。

先ほど児童扶養手当受給者のこどもは、小学生が一番多いとか、子どもの家に来られている方を全部足すと104人とか、そういうところでだったら、何かセルフヘルプみたいな情報交換ができ、こういう仕事をしているのよ。じゃあこういうことができるかもしれな

いと、自助グループみたいなのができるかもしれないんですけども、それを統合していこうというのはとても困難なことなんだなと。こどものひとり親家庭対策であれば、やはり親としてどう機能していくかとか、親としてどういう経済的なことを得ながら子どもを育てていくかという面に注目すると、子どもの年代に応じて何かまとまれるところでグループをつくっていけるようなサポートを鎌倉市でしていくことが、最後統合かと。母子寡婦福祉会という大きな形になっていくには、もっともっと何かいろいろな中間段階がないと、さあありますから参加してくださいでは、1回目は集まったとしてもなかなか横のつながりってできにくいんじゃないかと感じています。

松原委員長 その辺、細かな、例えば子どもの年代で横に少し切って、そういうセルフヘルプを積み上げていかないと、確かにおっしゃるように全世代がいきなり一つというのは、なかなか難しいかもしれない。そういう手立てを各拠点、例えば保育園、幼稚園、小中学校でどういうふうにつくられたかというのも大切なことかもしれません。

富田委員 ちょっと飛躍した発想なんですけれども、母子寡婦福祉会に人材派遣業の資格を取得させて、そこの事務局に、そちらに座っていらっしゃる方々、若い人でもだれでもいいですから、それが出向して事務局を担当にして人材派遣をやる。そうすると今、週2日働きたいとか、3日働きたいという人がいまして、2人で1人とか3人で1人という、そういう働き方をしている。レストランだけじゃなくて、スナックも飲み屋も今ランチタイムをやっているんですね。かなりの年齢のおばさまたちが1日2時間ぐらい働いている。そこで、パート募集の紙を見て飛び込みでみんな仕事をしているわけですけども、そういう仕事も出ているし、週2日ぐらいだったら私もやれるわという寡婦の人がたくさんいるから、これは家事援助に回ることもできるんじゃないかなと、これは私の発想、間違っていますかね。どうなんでしょうか。

新保委員 富田委員がおっしゃることというのは、今国の事業でまさにそのように動いているところなんだろうと思います。ただ、その段階が今県の段階で、やっと50カ所ぐらいですか、ちょっと自信がないんですが、全国で五十数カ所、やっと都道府県の県庁所在地あたりに就業技術支援センターというものをつくって、都道府県レベルの母子会が受託をし始めているということのようです。そこでは無料職業センター、無料職業紹介所ですか、職業紹介できる機能を持ったものを併設しているところもぼつぼつ始めてきていて、県レベルで少し動き始めているということかなと思います。

富田委員と私も同じような意見を持っていて、将来的には鎌倉市で一つということではないかもしれないけど、県下で横浜市以外にこの近所に、どこかもう何カ所か県内にいくつかあるといいだろうなという感じを持っています。それを本市に誘致でもしたら、それはそれで母子会は活性化するんでしょうけれど、資料の10 - 8によると16年度現在の母子の登録が38名ですね。14年度が40名であったものが横ばいぐらいのところですから、この38名の方にやってもらうには少しきついなという感じがしますね。もう少しこの会自体が母子の方々に入りたいなと思うような状況ができるといいなという感じがいたします。

松原委員長 ほかにはいかかでしょうか。

一つ気になっていることがあります、母子・父子という状態になったところで、今我々も問題にしているんですけど、実はもう一つ、ひとり親世帯を形成しているプロセスのところがあって、実は、離婚しようと思うんだけどという相談を結構受けていらっしゃるんだと思うんですよ。個々の状況によりますので、それぞれの状況に応じた対応をされているかと思えますし、それからDVの場合は緊急に、もし逃がさなければいけないということも生じてきていて、この辺を今回含むかどうかというところをすごく、先ほどわざと柱に入れなかったんですが、うーんと悩みながら、どうなんだろうとあっていて、

浅井委員などは結構そういうふうに逃げている母子とか、そのストレスでまた子育てという事例も見ていらっしゃると思いますが、こどもが一時保護になったり、シェルターは男の子だったら入れなかったりとか、今いろいろなことがあると思いますが。

浅井委員 DVのケースというところでは、私もまだそれほど見ているという状況ではありませんが、その中でやはり母子が保護されて、場合によると子どもは一時保護で、お母さんは別というケースもあります。そうですね、そのプロセスのところでは、やはり相談機関がそれなりの対応をするという形です。

松原委員長 結構その時点で女性相談員の方とか、市町村で児童相談所に来る前にいろいろな相談をされていますよね。

浅井委員 意外とされていないことが多いです。私もまだ3例ぐらいしか、実は経験がないんですけども、そのところではやはり状況を聞けば、どうしても人の親の、そちらの方はむしろ子どもの福祉のためにとってはいいという判断を、とりあえずはやはり児童相談所としては下しながら支援するという形をとっています。

松原委員長 これは石井委員もいろいろご相談されていると思いますので、ご発言があればどうぞ。

石井委員 ひとり親家庭を形成する方向にいく相談というのは私も結構受けております。別れたいんだけど、別れられないということ。そこでいろいろな問題が起きているわけなんです、親も子も。大きく二つ分けて、別れられない理由というか、その背景は、一つはパーソナリティーの問題があると思うんですよ。別れたいでもねというような、そうやってずるずるいってしまうような、そういうパーソナリティーの問題と、それからもう一つはやはり経済的な理由です。特に私は若い母親のそういう相談を受けますが、やはり経済的な理由です。

そういったことと、先ほど言われました今現在母子家庭であり父子家庭へのどういう支援がいいかということとの関連でいうと、やはり就労支援とか、経済的な支援というところにあるかなと思います。

松原委員長 経済的な心配というのは、別れて働く場があるかどうか、そういうことにもかかわってくるのかなと思います。四方委員どうぞ。

四方委員 私がかかわってきた相談でも結構ありますが、こういうところへ行けばどう

でしょうか、こういうサポートしている場所がありますということをご存知ないんですね。だから、やはり一つのところで解決するなんていうのは絶対ないんです。例えばどうして、生活保護を受給しないのかと思うような人もたくさんいるわけですね。その中で何が起こってくるかという、結局は極めて深刻な虐待に及んでいるということがあろうかと思えます。ですから、私は、この入り口について、虐待で考えてみますと、鎌倉市の入り口は相当整備されていると思うんですね。そこをまずきちんとされて、その方をどうつないでいけるかということの中で、今の問題は考えていけばよろしいんじゃないかと思えます。

夫の暴力の場合もやはり同じでしょうね。DVからいろいろなことが起こってきているけれども、なかなか離れられない。離れられなくてもいいんですけども、そのお母さんだけじゃなくて、深刻なのは子どもですね。と思えます。それでハローワークの問題も、どうしてそこへ行ったらいいのかもわからない方が結構いらっしゃいます。

新保委員がおっしゃったような、こういう制度が今国で進められている最中でありますので、そういったことが鎌倉市でも実現できればいいなとは思っております。

それからもう一つ関連で、先ほど加藤委員がおっしゃられた、きめ細かなというところで、私がいつも思っていることがございます。母親というのは大変エゴイストでございます、自分の子どもの年齢の子どもには目が行っていて、同じ年齢の子のお母さんとは話ができるんですね。これは本当に原則かなと思っております。ですから、そういう支援というのはやはり地域の保育園の先生などにご協力いただけたらいいですね。対象になるひとり親のお母さんというのは、一つの保育園の中では非常に人数が少ないですね。だから何かグループがつくられて、そういうセルフサポートといいますか、こういうグループがあるのだよということで参加を呼びかけていく。これは、地道な地道な積み上げで、最初は1人か2人だろうと思うんですね。しかし、やっているうちに何名かが集まってということも希望としては持ちたいですね。必ずファシリテーターが要りまして、横浜市の場合には、保健福祉事務所の保健師さんたちがちょっとした広場としての場所を借りて、そして2週間に1回くらい呼びかけて活動しています。これはひとり親が対象ではないんですけども、でも地道な活動であろうかと思っております。地道な活動が結局はいつしか少しずつでも芽を結んでいくんじゃないかと思っております。

松原委員長 保育園などを拠点にした場合は、ひとり親だけを抽出するというのは難しいですね。多分、保護者、親の会全体の集まりになると思えますから。何か、先ほど加藤委員がおっしゃったようなものをほかの拠点、四方委員は、例えば保健福祉事務所というお話しされましたけれども、鎌倉の場合、実はそこがまた現実的な制約がありますが、ほかの拠点の中で同年代で細かくグループをつくっていくということも必要なのかもしれません。

最初の方に戻りますが、今、国全体としては最初、新保委員に発言していただいたように、母子世帯の自立の支援に重点を置いてきております。県レベルでやっと今動き始めて

いて、市という単位、鎌倉市という人口規模の中で、あるいは持っている社会資源の中で一体独自で支援ができるのか、県との連携ということも十分考えなきゃいけないことかと思えます。そういうところで、先ほど新保委員は将来的には誘致をしたらどうかというお話もされましたけれども、幾つか現実的な連携とか、市独自でやるような自立支援みたいなことも枠組みを考えなければ、いけないのかなと思っておりますが。

新保委員 もう一つはDVなどと絡んでくるのかもかもしれませんが、母子生活支援施設という入所施設が母子関係にありますが入所する必要ができた方がもしおられたとしたら、市としてはどのように対応されて、もしくは対応されているのでしょうか。

事務局 一昨年になりますが、1件ございました。鎌倉市には母子生活支援施設はございませんので人権男女共同参画課と神奈川県と相談をしまして、施設へ措置しました。その方は、1年10カ月ぐらいかけて自立をされました。

富田委員 ちょっと新保委員に伺いたいんですけど、母子寮が母子生活支援施設に変わりましたね。

新保委員 母子生活支援施設ですね。

富田委員 それで、母子寮のときにだんだん入居者が抜けていくと。とまらない話になりまして、施設名を何とかマンションにしようとかというのがありまして、そうすると入り手があると。特に女子中学生等を抱えている家庭の場合には、友達ができなかったり、いじめられてとなっているいろいろなことになるので施設の名前を変えてくれと入居者から話があって名前が変わった。そういうことも聞いているんですけども、今は名前が変わってから入所の希望者が多いのでしょうか。

新保委員 名前というのは、まず施設の法律上の名前が変わったというのが一つ。

富田委員 それは変わったんですけど。

松原委員長 名称ですよ。

富田委員 いわゆるニックネームですね。その建物の名前を…。

松原委員長 何とかハイムとか、何とかハイツとなっている。

富田委員 ハローワークと言ったように、本当はそういう正式名称は違うんだけど、そうしたです。例えば児童相談所を何とか違う名前にできないかとか、その方が市民が行きやすい、県民が行きやすいとかという意見も前から出ています。実際問題として、その支援施設を何とかマンションというハイカラな名前にしたものもあります。そういうこと情報はないですか。

松原委員長 法律がかわったときに、全般的に名称を変えるということで、それまでの荘とか何とか寮というのが大分かなり片仮名名称に変わりましたが、そのことと入所数は余り連動していないと思います。ただ、おっしゃったように、生活していらっしゃるお子さんが、ある意味でその名称を口にできるようになったというのはあると思いますが、最近では直接個室に電話が自由に引けますね。

ここ数年、全国的には母子生活支援施設数が減り続けていたんですが、下げどまった感

じがあって、1～2増えているかもしれません。それはやはりドメスティックバイオレンスがかなり社会的に顕在化してきたということもあるかと思います。

母子生活支援施設の入所のための費用は、鎌倉市は予算に計上されていますか。

こども福祉課家庭福祉担当係長 予算額は約200万円計上しています。

松原委員長 神奈川県のある市では予算が無くなると別の市に行かなければならない。鎌倉にはとりあえず200万はあると。ありがとうございます。

新保委員 そういう意見が出てきて、すぐ県外に出すことができたというのは、ちょっとこの間も申し上げましたけれども、かなり高いレベルのお仕事をなさっていると、何気なくなさっていらっしゃるのかもしれませんが、他の県に出したり、他の市の施設を活用するのは結構大変だと思いますが、さっとやられたようで、何気なくさらっとやっただけという感じでした。

その上で、もう一つのグループとすると、比較的若い世代で母子になったグループというのがあると思うんですけど、このあたりは他の自治体などでは保健の関係、ヘルスの方でいろいろ対応していて、10代の未婚の母のグループをつくったりしているところもあつたりするので、もし可能でしたら、県と一緒にやるのか市独自でやるのかわかりませんが、そんなことも考えられるのかなという感じがしています。

松原委員長 いいご提案をいただきました。セルフヘルプなのか相談なのかどっちの柱になるかわかりませんが、ひとり親の中でまた特定のニーズを持っていらっしゃる方への対応というのが必要かと思います。

富田委員 先ほどひとり親になる予防措置というか、その前段階をどうするかという話がありましたけど、実際に保育園の入所希望者などは、4月1日現在よりも、その年度が始まってから入園を希望してくる保護者の方にひとり親が大変多い。もう既にひとり親になっているんだけど入園したいという人と、それぞれなんですけど、朝子ども送ってくる母親が最近急に子どもに対して大きい声を出すとか、子どもが逆に離れたがらないとか、そういう段階で急いで仕事に行くんだけど、ちょっと来てって呼びとめたり、帰りにちょっとお話ししましょうと言ったりして話してみると、もうだめというような人が多いわけですね。その段階では児童相談所に行くケースがほとんどなくて、よく話し合いをして思いとどまらせるとか、いろいろな条件がいっぱいありますから、これは無理と言えないんだけど、そういう関係で現場の保育園では相当離婚を未然に防止するための相談というようなことをやっています。子どもがかわいそうだから離婚したくないんだけどどうにもならないとか、いろいろなケースがありまして、保育園によっても対応はそれぞれですけども、相談事業というのは、離婚家庭を生まないためには有効な手段だと思っています。ただ、相当時間を要するので、専門にアドバイザーを置かないと、子どもたちに手が回らなくなる、そういうジレンマもあるということだけ申し上げます。

松原委員長 4月以降から、こどもと家庭の相談室ができたので、そこも連携をとっていただけるといいかなと思います。

自立、就労ということを中心とした自立支援のお話が出ました。それから、細かいセルフヘルプの問題、あるいはグループづくり、最後の新保先生から10代未婚の母が大変との示唆をしていただきました。

それから、加藤委員、四方委員から、そうとは言え、経済的な自立というか経済的な支援が根幹にないと、なかなかその先は考えられないじゃないかというご発言があって、一般的にそういうことを通じて相談ということの大切さも指摘をしていただいたと思うんですが、父子家庭にかかわって何かご示唆があれば、どうぞ。

浅井委員 母子家庭というといわゆる経済的な部分での支援を基本的な面で考えますが、父子でいくとやはり養育の部分で欠けるということがあります。この前政令市の、児童相談所の方とお話をしましたが、父子家庭に対する支援がないということで、それなりのヘルパーを派遣するとか、いろいろな制度をつくったんだけど、結局利用者が非常に少ないという実態があるということなんですね。いろいろ児童相談所に振り返って考えていたんですけども、母子の場合だと在宅で頑張っていてという発想はあるんですけど、父子の場合ではやはり経済的な側面があって、例えば、コンビニのお店から通告があって、夜いつもお店にいるんだということで調査をすると、お父さんは会社で泊まりに行っていると。週に何回か泊まりに行っていて、養育に欠ける。じゃあファミリーサポートとかを使えるかという経済的に厳しくてそこら辺も使えませんよといった状態だと、それが長期にわたるといったときに、やはりどうしても法的保護を児童相談所としては考える。父子で頑張らせようという発想は、やはり養育みたいな形で欠けるという中では余りなくて、そこをできるような制度というのは一体どういう制度なのだろうかというのがあるんですね。

短期の場合であれば、お父さんたちが海外出張に行き、子どもが1人で生活していて、それが通告でということがあるんですけども、それがいわゆる経済性があるんで、それはそれで知人にきちんと養育をお願いするという形の中で、別に解決してしまうと。実際その難しさが保育園を利用できないような中で、どういう在宅で頑張らせるサポートがあるのか。というのを委員の方々も含めて、意見をいただきたいと思います。

松原委員長 新保委員どうぞ。

新保委員 私もちょっとその流れで、この実施要領について少し気になっているんです。鎌倉市育児支援家庭訪問実施要領でお書きいただいている中で、(3)日常生活支援というのがあって、ここで使っている日常生活支援というのは母子及び寡婦福祉法の施行規則による、これ7条に規定するものなんだろうと思うんですが、そこでは疾病その他の理由と書いてあるんです。日常生活支援事業を利用できる人の範囲です。本市の実施要領の場合には、対象家庭を広めてやる、広めているというのは、つまりひとり親家庭の外側の人にも対象家庭が膨らんでいるがために、対象家庭として第3条のところに(1)から(5)まで書いてあって、そのうちの主として(4)までを見ますと、かなりご家庭の虐待などをイメージしながら書かれたようなものが(1)から(4)まであるんだろうと思います。

これまた後で、一つずつ細かく見ていけばあるかもしれません。ただ、これをひとり親家庭という側面から日常生活支援の事業を見ますと、法律上疾病その他の理由と書いてあって、他の自治体などでは疾病はもとよりその他の理由の中に、ひとり親家庭のお母さんがフルタイムの仕事のつくときに一時的にはあっても、この事業を利用することによってフルタイムのときの、子どもが熱を出したといったときなどの対応を行ったり、それから就業するための就労面接に行くときに、この事業を活用して面接に行くということを可能にしたりするようなことをやっている自治体もどうやらあるらしいんです。

その視点から見ると、この実施要領というのは、ひとり親家庭の視点から見ると対象家庭がかなり限定されているように読めるかなという感じがいたします。今の父子家庭のお父さんなども、これを見ると自分は対象家庭にならないかなと思うのかもしれませんが、仮に母子寡婦福祉法の第17条を見て、疾病その他の理由というところを細かく見ていくと、もし仮にそこまで見る人がいたとするならば、自分はこの17条の範囲に入るのではないかな、つまり日常生活支援を受けられる対象ではないかなと思われるのではないかなと思うんです。そこまで考える方は余りおらない。ただ、現実には利用されていないんだと思うんですが、これをひとり親家庭独自の条文か何かに修正するようなことを、すぐにはできないかもしれませんが、将来的に少しご検討いただけないかなという感じがしています。これ一緒にすることによって、すべての人を対象にというか、ひとり親家庭以外も対象にできるのかなとは思いますが、その結果としてひとり親家庭の利用が難しくなるような仕組みになっているような気がするんです。そのあたりはいかがでしょうか。

富田委員 ちょっと今の発言に関連して、例えば幼稚園、保育園に通っている子どもが突然発熱します。そのときに父子家庭はお迎えに来ることができません。そういうときに、この家庭訪問事業の で該当しませんけれども、これはその他で扱うんですか。それをあわせてちょっとお答えいただきたい。

こども福祉課長 今、新保委員がおっしゃられた広い意味でのひとり親家庭支援につきましては、前回お配りした資料の10 - 10の右ページに、本市で家事を中心にやっております、ひとり親家庭等日常生活支援事業というのがございます。右ページの上から2番目になります。ここの部分については母子家庭、父子家庭、寡婦家庭を対象に今おっしゃられています、例えば出産であるとか看護、事故、災害、冠婚葬祭、転勤、出張、学校行事等、社会的事由により一時的に日常生活への支援が必要な家庭については、この制度をもってひとり親の日常生活を支援してございます。

一方、今回の冒頭報告で説明しました事業については、さっき新保委員がおっしゃられたように、第3条と極めて、そこの部分よりはもう少し狭い部分にターゲットを絞って育児支援をしていこうという、ちょっと事業の形態も、二つの事業からそういう育児支援をしていこうという形で、それぞれの制度があります。これを一本化するというご意見という形で理解をしてよいでしょうか。

新保委員 違います。それは言っていないんです。するとかえって困るかなということ

です。

こども福祉課長 わかりました。

新保委員 もし私の意見がそう聞こえたら、私の説明の仕方がおかしかったと思います。要領の第2条の(3)で、日常生活支援の定義ということで、母子及び寡婦福祉法の施行規則の第7条に規定する便宜のことを言っているんだらうなと思うんですが、そうだとすると、この言葉の定義自体が母子及び寡婦、こういうところの母子及び寡婦に父子も入るんですが、それを対象にしている定義というふうに私には読めてしまうんですが。つまり日常生活支援というのは実際に何をやるかということであるならば、この言葉をそのまま使えらうと思うんですが、日常生活支援というのはこの規則の中では、ひとり親家庭、母子及び父子、寡婦を対象にするということになっていますから、ちょっと実施要領として言葉を厳格に読んでいくとなると、母子及び寡婦のものの対象を広げたというふうに、対象を母子及び寡婦の外側に広げた上で、第3条の1から4までという形でかなり厳格に運用しているというふうに私には読めてしまったので、これは私の読み方の間違いだと思います。そこのところは先ほど教えていただいたように、ひとり親家庭の日常生活支援事業ということで、この横の外側に現在あるということですね。

そうすると、そちらの利用が延べ11人ということは、もうちょっといいかなという感じですね。何かもっと利用しやすい仕組みがあってもいいかなということで、前回そう言えば委託先の話が出ましたね。

富田委員 私の関連質問はどうですか。小学校もそうですけど、発熱した、迎えといったところで。

こども福祉課家庭福祉担当係長 今、話に出ていましたひとり親家庭の日常生活支援事業ということで、その支援の中身というのは、新保委員もおっしゃっていましたように、育児支援の方にも適用しているわけですが、その中には送迎というのは入っておりません。そうすると、現在の鎌倉市でもっているサービス支援の中でそれをやるとなると、ファミリーサポートセンターとかになってしまうと思います。

富田委員 ファミリーサポートセンターで、熱が8度5分も9度もある子どもを預かってくれますか。預かれないと思いますよ。

こども福祉課家庭福祉担当係長 今確認しましたところ、病気の子どもについては預かれないということで、ファミリーサポートセンターの制度では対応できません。

富田委員 ひとり親の母親は、何人かでいろいろ話し合いをされてグループをつくって、お互いにそのとき手がすいている人が面倒を見てくれるんですよ。ところが、父子はそれがないんです。保育園、幼稚園、小学校等でそういう高い熱が出たときに、なかなか保育園が医者には救急車で連れていけば入れさせてくれますが、主治医のところには連れていったのでは入院設備はありませんから。それと保育園では、そんなに高熱が出た子どもを置いておいて何かあったら大変ですから。でも父親を呼び戻すというのは、これは至難のわざ。そのときに、どこかで引き取って自宅で看護をしてくれる、そういういわゆる出前の支援

事業がここには載っていないけど、そういうのが出たときの措置としてその他市長が認めたという、その他で適用するんですかと聞いている。

こども福祉課家庭福祉担当係長 育児支援家庭訪問事業、きょうお配りした要領と制度ということでよろしいのでしょうか。これは基本的には支援サービス調整連絡会議というのがありまして、この中で支援の効果が期待できると判断した家庭に対して訪問を行うということで、送迎というイメージではないので、あくまで日常生活に関しては、その家庭へ出かけて行って掃除ですとか、洗濯ですとか、そういったものを行うということです。送迎はちょっと入っていないんですが。

富田委員 その件は次回に。

松原委員長 わかりました。石井委員。

石井委員 先ほど私がお質問しようと思った以上に、何か今お話を伺っていると、ぜひともやはりお伝えしたいなと思っているところですが、父子家庭の仲間づくりはやはり本当に必要なんだと、今お二方の委員さんのお質問等伺っていて、より思ったんですね。私は父子家庭のお父さんからの相談も受けたりいたしますが、そのときにやはり思いますのは、子どもの問題症状というんでしょうか、いろいろな形で父子家庭のお子さんはとも強くはつきり出すんです。その背景は何かというと、お父さんには経済的な力もあるし、お仕事もあるんですが、お父さんがやはり気づきにくいというのは、子どもにとってやはり母性みたいなものが必要なんだということが、なかなかお父さんにはおわかりにくいような点があって、そういったところで、やはり父子家庭には父子家庭特有のお困りのことがあると思うし、やはりそういう仲間がいることによって、自分のうちだけじゃないんだなと思ったり、またいろいろお互いに知恵を出し合うということもあると思うし、また四方委員さん言われたように、本当にそのときにはファシリテーターが必要であって、そういうことが立ち上がるといいなと思います。父子家庭に限らず、いろいろなネーミングで親父の会というのがあちこちに全国規模であって、ときどきテレビのニュースなどに出たりしていますけれども、これはちょっと私の偏見かもしれませんが、組織をつくるということに関しては、もしかしたらお父さんの方が、上手かもしれませんね。

松原委員長 ありがとうございます。加藤委員。

加藤委員 父親というのは第一養育者としての講習会ですとか、そういう教育のベースに乗ることはないの、母子保健のところでは、育児指導ですとか、栄養指導ですとか、そういうことはあると思いますけれども、両親学級というのもやはり妊娠期から出産期の間で、生まれた後の子育てについて父親が学ぶ機会というのは余りないと思います。ですから必要性も感じない。そういったわけで、これから父親の第一養育者としてのあり方とか、どういうところに気を配らなければいけないかというのは、気づいているのにやらないのではなくて、考える必要性を持っていないというのが現状じゃないかなと思います。

それは、これから日本が父親と母親と、両親というか、両方とも親として子どもを育てるということはどういうことかという、そういう教育も含めてやっていかなければいけな

いこと。それから先ほどの看護休暇については、やはり看護休暇をとる、とらないということに対して、男性がとるということに対して企業がどれくらい理解を示しているかとか、とりやすい雰囲気になっているかというのでは、やはり職場の雰囲気とか風土というものもありまして、日本の場合は、やはり父親が看護休暇をとるだとか育児休職をとる、利用するというのは、今までいろいろ議論の中にあっただと思いますけれど、非常に難しくなっていて、世間を啓発していかないとなかなか企業の風土というのは変わらないと思いますね。

ですから鎌倉市がどうのこうのというより、やはり世間一般として父親が子どもを育てるということに関して、父子家庭のみではなくて、やはりいろいろな理解を深めていくことは非常に必要だと思います。そういうことは決定的に欠けていると思うので、個々の家庭で看護休暇をとらないからと言っていてもなかなか難しいので、そうした意味では啓発活動をして、地道に積み重ねていくしかないと思っています。

四方委員 今のお話は私も重大なことで、随分調べたんですね、母子手帳というものはみんな発行されます。ところが父子手帳というのは、実はやっている自治体が幾つかありました。私取り寄せましたが、中にあるんですね。これは、今の加藤委員のことにつながっていく、あるいはもう子育てあるいは家族の深い問題で、今まだほとんどなされていないんですね。もしできましたら鎌倉市もやっていただければいいと思います。

松原委員長 どうぞ。

市民健康課長 鎌倉市の取り組みについてお話をさせていただきたいと思うんですが、出産前の状況について、母子健康手帳の交付から始まりまして、就学前までいろいろな検診等を行っておりますけれども、その中で出産前につきましては両親教室ということで「こんにちは、赤ちゃん教室」というのをやっております。これについては、父親と母親とともに協力して赤ちゃんを育てようという観点から、いろいろと出産に当たっての心構えだとか、育て方だとか、いろいろなものを勉強していただくということをやっております。かなり人気が高く、予約制なんですけど、できるだけ多くやるように回数をふやしたりとか、そういう努力をしているという状況でございます。

富田委員 随分前のことなんですけど、私、講師を頼まれて1回やったことがあるんですけど、初めて父親になるための研修会というのがありまして、私の話の後、実際に産湯を使わせるのがありました。随分大勢お父さんが来ていましたけれども、呼びかけた半分以下だと。「何ですか。」と聞いたらば、お腹回りをさすりながら、早く出ておいで出ておいでという親ばかりではありませんよ、晴天の霹靂の人もいるんですよ。その人たちをどうして引っ張り出すかが問題なんだという話がありました。それが今、そのネーミングが変わったのかなと、大勢来るとって幸せだと思いますけれど、そういう声もあるということです。

松原委員長 冒頭の浅井委員がおっしゃったことに関連して言いますと、やはりまず支援するサポートが少ないということ、あってもミスマッチが結構あって、なかなか使えていないという部分があるのかなと思います。資料の10 - 10でも、なかなかその利用が進ま

ないというのも、ある種のサービスのミスマッチだと思います。これもその都度、申し込んでいると面倒くさい、利用しません。愛知県あたりの方で昔、先に登録しておいてもらって、中ではもう余計な審査はしないで即対応しますというシステムをとっているところがありましたし、いろいろそのミスマッチを解消する工夫も今回は少し考えてみたいと思います。

さて、いろいろお話いただきましたが、私の方でひとつ、先ほどちょっと話の中でも出ましたが、提案がございまして、次回少し議論を収れんさせていくことも必要なんですけども、やはり当事者の方からいろいろ伺ってみたいと思っていて、今一方は母子寡婦福祉会の方と、それから実際に現場で相談に乗っていらっしゃる方と、それから父子家庭の方をどなたか、今事務局あるいは委員へお願いをして調整をしていただいておりますが、母子寡婦会の方と相談員の方はほぼ確定できているかと思うんですが、ちょっと父子の方はお仕事もありますので、これから日程のご相談をさせていただきながら、できればどういうサービスを必要としているのか、どういうことなら利用しやすいのかということ当事者の方から伺って、それを半分ぐらい、残り半分で議論を収れんさせていくための議論に、次回進めたいと思っておりますが、そういう提案をまずさせていただきます。いかがでしょうか。それぞれの当事者だとか、相談を受けていらっしゃる方の話をこれまでも伺ってきていますので、それを踏襲したいと思います。

それでは日程の調整へ行きたいと思います。きょうは、いろいろな議論をいただきましたのはまた議事録つくって、次回振り返りながら、富田委員がこれは次回というのがありましたので、また、きょうの議論を踏まえながらその議論をしていくというようなんですが。

子ども福祉課長 ちょっとできたら、その部分、私にちょっとタイミングずれましたけれども、お伺いさせていただいていいですか。

松原委員長 はい。

子ども福祉課長 病気になった子どもの関係なんですが、富田委員がおっしゃられたように、お子さんを迎えに行くというプロセスと、熱の出たお子さんを預かるというシステム、その二つで切り分けて考える必要があると思うんですが、鎌倉市はまだご指摘いただいたようにそういう施策をとっていないんですが、市立病院を持っている自治体においては、病児保育ということで、市立病院の一部を利用して保育士であるとか看護師であるとか、そういう医療面の整備をして、そういうような病気の児童を受けて入れて、一つの病児保育という、保育の一つの形態としてそういうシステムを取り入れています。

本市も、近々に医師会と調整をしながら、そういうシステムを考える構想を持っておりまして、その中でやはり迎えに行くシステムと一緒に、委員おっしゃられたような、お子さんを預かるような病児保育というようなシステムをあわせて考えていって、富田委員がおっしゃられたようなお父様が仕事でどうしても戻ってこられない、そういう家庭には対応していきたいと考えております。

富田委員 川崎の小児科のお医者さんがやっちらる施設もありまして、ちょっと参考になさってください。

子ども福祉課長 はい。

松原委員長 次回は、9月24日の10時からということで選択させていただきます。

それではあと、次回の議事に進め方、ヒアリングの部分については、当事者のお話とか相談を受けていらっしゃる方については、後半プライバシーにかかわる問題が出てくるのが予想されますので、全体的に最初の1時間かな、ヒアリングをやって、その部分は非公開ということで、プライバシーの保護に努めたいと思います。よろしいでしょうか。

後半1時間のところはオープンにさせていただきたいと思います。

それでは、できればお三方で質疑応答も含めて1時間ぐらい、残り1時間はきょうの議論の続きをということで、もう1点、次回ぐらいから議論をまとめていかなければいけないので、ここの児童福祉審議会は作業委員会を設けていて、この間やったときには、浅井委員の前任の加藤委員にお願いをした経緯などもございます。今回は、恒例で私と新保委員は必ず要員に入っていますので、この2人と、それから実際にいろいろな相談を現場で受けていらっしゃるということで、石井委員に作業委員会に入りたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

石井委員 結構です。

松原委員長 それでは、3人でやるということも了解いただきたいと思います。

きょうの審議会これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。